住所　千葉市美浜区幸町２丁目23番２―1008号
ピラパット・タカハシ　平成18年８月23日生
住所　香川県高松市香川町浅野3016番地27
エビリン・ハニエル・イトウ　昭和44年12月12日生
住所　山形県寒河江市西根北町１番15―105号
朱珍姫　昭和62年７月27日生
住所　山梨県甲府市上石田１丁目14番４号
崔花　昭和58年１月22日生
住所　千葉県市原市若宮１丁目20番地21
ルジア・シラトリ・カガワ　昭和29年７月30日生
住所　福井市城東３丁目15番８号
成垠昌　昭和57年８月15日生
住所　千葉市花見川区花見川２番11―403号
カリーナ・ステーラ・ノリコ・タシロ　昭和51年９月12日生
住所　千葉市若葉区愛生町115番地１
ペランドラ・レオナルド・ミチカゼ　昭和51年11月24日生
住所　佐賀市東与賀町大字飯盛213番地21
趙紅艶　昭和48年３月25日生
住所　山梨県笛吹市石和町東高橋342番地
マリールー・パダール・ホソダ　昭和43年９月11日生
住所　福島県伊達市荒町45番地37
ジョナリン・コンスエロ・セレノ　平成８年11月11日生
住所　東京都杉並区今川１丁目17番24号
陳静　昭和56年３月14日生
住所　東京都葛飾区亀有２丁目76番４―702号
施友華　昭和57年10月29日生
住所　福島県いわき市常磐関船町塚ノ越87番地
邱雲洪　昭和44年９月20日生
住所　鹿児島県枕崎市金山町653番地
ヨウコ・クボ　昭和44年12月４日生
タケシ・クボ　平成15年７月30日生
住所　千葉市花見川区花見川２番36―503号
ビティリス・ナルアンダ・マプンダ　昭和52年８月23日生
アイ・ガビィ・オックスフォード　平成20年５月12日生
住所　東京都江東区辰巳１丁目10番80―306号
閻宏俊　平成４年３月24日生
住所　埼玉県戸田市上戸田２丁目６番６―1002号
王惠龍　昭和47年10月22日生
住所　埼玉県日高市大字高萩1609番地12
マリオ・マサオ・ユリ　昭和47年１月２日生
ジュリア・ビアンカ・ヨシエ・モライス・ユリ　平成24年２月４日生
住所　横浜市戸塚区上矢部町281番地６
リカルド・タカシ・ガンス　平成２年８月６日生
住所　神奈川県高座郡寒川町宮山3504番地
髙田　昭和54年５月20日生
髙雅奇　平成23年11月16日生
住所　横浜市鶴見区元宮２丁目１番82―1003号
梁春霞　昭和52年９月23日生
住所　福岡市東区香椎浜２丁目３番１―604号
呉暁娜　昭和57年11月15日生
呉晨曦　平成24年８月22日生
住所　福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈1204番地
鄭逸清　平成８年８月31日生
住所　東京都墨田区石原３丁目４番６―1002号
李贊　昭和57年４月13日生
住所　千葉県習志野市谷津５丁目７番９号
陶樹斌　昭和54年２月28日生
住所　千葉県柏市新富町２丁目14番21号
姜志熏　昭和47年12月４日生

○外務省告示第三百二十五号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和五十四年十二月十八日にニューヨークで署名のために開放された「人質をとる行為に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

シンガポール共和国　平成二十二年十月二十二日

カタール国　平成二十四年九月十一日

セントルシア　平成二十四年十月十七日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

シンガポール共和国　平成二十二年十一月二十一日

カタール国　平成二十四年十月十一日

セントルシア　平成二十四年十一月十六日

二　イラク共和国は、前記の条約の批准書を平成二十五年八月二十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年九月二十五日にイラク共和国について効力を生じた。

（平成二十二年十一月九日付け、平成二十四年九月十三日付け、同年十月十七日付け及び平成二十五年八月二十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十五年十一月五日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百四十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十四年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十五年十一月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

表（項）介護保険制度運営推進費（目）介護保険事業費補助金（地域ケア多職種協働推進等事業に対するものであって、市町村に係るものに限る。）の項を削り、（項）社会保障等復興政策費（目）介護保険災害臨時特例補助金の項の次に次のように加える。

（項）介護保険制度運営推進費	（目）介護保険事業費補助金（地域ケア会議活用推進等事業に対するものであって、市町村に係るものに限る。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

北海道	青森県
岩手県	宮城県
秋田県	山形県
福島県	**茨**城県
栃木県	群馬県
千葉県	東京都
神奈川県	新潟県
富山県	石川県
福井県	山梨県
長野県	岐阜県
静岡県	愛知県
三重県	滋賀県
大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県
鳥取県	島根県